

暴風警報等発令時における対応について

暴風警報等の発令に関しまして、本校の対応は下記のとおりです。各ご家庭や地域の皆様におかれましては、ご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

1 各家庭においては、テレビ・ラジオ放送等に留意して、暴風等に関する気象情報及び地域の河川・道路状況の把握に努め、適切な対処を期するようにする。

2 暴風警報発令時における休業及び登下校についての原則

ケース	対 応	備 考
(1) 児童が登校する以前に暴風警報が発令されている場合 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 暴風警報が解除されるまで、家庭で待機する </div>	ア、始業時刻（この場合、朝の会開始の8時15分とする）の2時間前（6時15分）までに警報が解除された場合は、 <u>平常通り登校する</u> 。	給食について A. 6時までに警報解除の時は、通常給食あり。 B. 6時～7時に警報解除の時は、米飯給食の場合は副食のみ おにぎり持参。その他は給食あり。 C. 7時～8時15分に警報解除の時は、米飯・ソフトめんの場合は 副食のみ。おにぎり持参。 D. 8時15分～10時に警報解除の時は、弁当持参。 通学路（迂回路も含む）の冠水や家屋・樹木等の倒壊などにより、登校が危険な場合は、保護者が判断し、登校を見合わせる。
	イ、始業時刻の2時間前（6時15分）から午前11時までに警報が解除された場合は、給食の関係で次のようにする。 午前8時15分までに警報が解除された場合、 <u>解除2時間後に授業を開始する。【給食については備考参照】</u> 午前8時16分～午前10時に警報が解除された場合、 <u>解除2時間後に授業を開始する。【給食がないので弁当持参】</u> 午前10時01分～午前11時に警報が解除された場合、 <u>昼食をすませしてから登校する。午後1時に授業を開始する。</u>	
	ウ、午前11時を過ぎても警報が解除されない場合は、 <u>休業とする</u> 。	
(2) 児童が登校してから暴風警報が発令された場合	ア、警報発令後の気象状況（台風的位置・規模・進行方向・速度等）と河川・通学路の状況を判断し、児童が安全に帰宅できると認めた場合、授業を中止して速やかに下校させる。	・職員及びPTA校外委員等の引率による。
	イ、帰宅が困難な児童（保護者の迎えが必要な児童）については、校内の安全な場所で待機させる。	

3 その他の警報（大雨・洪水・大雪警報等）の場合の原則

原則として休業とはしない。

ただし、地区により状況が違う場合があるので、実情により地区・保護者の判断で登校を見合わせたり、学校の判断で授業を中止し下校させる場合がある。

状況に応じ原則と異なる場合もあります。その場合、

PTA緊急連絡網・PTAテレホンサービス・学校ホームページ「がっこうの掲示板」
大垣市メール配信サービス・学校からの文書などの諸手段でお知らせします。